

古物営業許可申請に必要な書類

個人の場合

- 1 申請書(警察署にあります) 1通 (・様式第1号その1(ア)・様式第1号その2・様式第1号その4)
※営業所を同時に2カ所設けようとする際は様式第1号その3が必要
- 2 略歴書(警察署にあります) 1通
- 3 住民票の写し 1通
(申請時前3ヶ月以内に発行のもの)
※日本人の方は本籍、外国人の方は国籍が記載されたもの
- 4 市町村長の証明書(身元証明書) 1通
(本籍地の役所で発行されるもので、準禁治産者及び破産宣告の通知を受けていないことを証明するものです。外国の方は不要です。申請時3ヶ月以内のもの。)
- 5 営業所の管理者についても2、3、4の書類 各1通
(申請者と同一人の場合は不要です。)
- 6 URL(送信元識別符号)を使用する権限のあることを明らかにする書類等
(インターネットのホームページを開設し、ホームページ上で古物の取引をしようとする場合)
- 7 誓約書(警察署にあります)申請者用、管理者用 各1通 (・誓約書(個人用)・誓約書(管理者用))
- 8 営業所の土地・建物(登記されている場合)の登記簿謄本 1通
- 9 8の所有者が申請者と異なる場合は、賃貸契約書の写し、または使用承諾書 1通
※8、9は申請に必要な書類ではありませんが、他人の土地建物での無断(古物)営業を防止するために提出して頂くものです。

法人の場合

- 10 申請書(警察署にあります)1通 (・様式第1号その1(ア)(イ)・様式第1号その2・様式第1号その4)
※営業所を同時に2カ所設けようとする際は様式第1号その3が必要
- 11 法人登記上の役員全員(監査役も含む)及び管理者についての上記2、3、4、7の書類 各1通
※管理者が申請法人の役員である場合、管理者用としての上記2、3、4の書類は省略できますが、上記7(管理者用の誓約書)は提出して下さい。
- 12 法人登記にかかる記載事項証明書 1通
- 13 法人の定款 1通
- 14 URL(送信元識別符号)を使用する権限のあることを明らかにする書類等
(インターネットホームページを開設し、ホームページ利用取引をしようとする場合)
- 15 営業所の土地・建物(登記されている場合)の登記簿謄本 1通
- 16 15の所有者が申請者と異なる場合は、賃貸契約書の写し、または使用承諾書 1通
※15、16は申請に必要な書類ではありませんが、他人の土地建物での無断(古物)営業を防止するため提出して頂くものです。

○ 申請手数料 19,000円

申請手数料は、警察署の1階運転免許係で販売している滋賀県警察関係事務手数料収入証紙を購入し、申請時に申請書の余白等に貼付して納めて頂きますが、申請時に係員が申請書類を点検した後に貼付して下さい。

また、申請人が法人の代表者であり、警察署へ申請手続きに来れない場合は、古物業務を担当する役員、若しくは従業員(管理者等責任を負える方)の代理で差し支えありませんが、申請人と窓口に来られた方が異なる場合は、必ず委任状をご持参の上で申請人との関係を余白部分等に記載する等して明らかにして下さい。